

河内長野市立三日市市民ホールの指定管理者の指定について

河内長野市立三日市市民ホールの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和2年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立三日市市民ホール

2. 指定管理者

団体名 株式会社尾崎スイミングスクール

住所 阪南市尾崎町五丁目31番18号

代表者 佐々木 伸介

3. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4. 選定の方法

特定（非公募）

「河内長野市フォレスト三日市公共施設活用事業公募型プロポーザル」の優先交渉権者について、指定管理者としての適格審査を指定管理者選定委員会で行い、その結果を踏まえ三日市市民ホール指定管理者とした。

5. 選定の経過

(1) 募集時期

○説明会の開催（募集要項の配布） 令和2年8月21日

○申請書の受付 令和2年10月12日

(2) 応募団体名 株式会社尾崎スイミングスクール

(3) 選定委員会の経過

① 選定委員会委員

- ・梶井 繁春 市 副市長（委員長）
- ・大林 巖 市 総務部長
- ・浦 俊彦 市 自治安全部長
- ・永榮 久仁子 学識経験者（弁護士）
- ・武田 宗久 学識経験者（公認会計士）
- ・金谷 重樹 学識経験者（大学教授）

② 選定委員会の開催日

○第1回選定委員会 令和2年8月11日

○第2回選定委員会 令和2年10月27日

③ 選定委員会審査結果

- ・住民の平等利用の確保
- ・事業の具体的提案
- ・管理経費の縮減
- ・管理運営の体制

以上4項目について審査した結果、全項目について全委員が適格と判断した。

④ 選定委員会が適格とした理由

河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に定める以下の条件について、慎重に審議した結果、候補者がこれらの条件を満たしていると認められたため。

- ① その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すものであること。

6. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、株式会社尾崎スイミングスクールを候補者として決定し、令和2年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立三日市市民ホールの指定管理者として指定いたしました。